

近畿各府県の最低賃金額一覧

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス	http://osaka-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/	http://kyoto-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/	http://hyogo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/	http://nara-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/	http://wakayama-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/	http://shiga-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/
地域別(府県)最低賃金	883円 平成28年10月1日	831円 平成28年10月2日	819円 平成28年10月1日	762円 平成28年10月6日	753円 平成28年10月1日	788円 平成28年10月6日
特定(産業別)最低賃金	塗料製造業	912円 平成28年11月4日		918円 平成28年12月1日		
	鉄鋼業	908円 平成28年11月30日		906円 平成28年12月1日	871円 平成28年12月30日	滋賀県最低賃金が適用されています
	はん用、生産用、業務用機械器具製造業	894円* 平成28年11月24日	京都府最低賃金が適用されています	886円 平成28年12月1日	846円 平成28年12月24日	875円 平成28年12月30日
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業					
	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		885円 平成28年12月24日			
	輸送用機械器具製造業		889円 平成28年12月24日	919円 平成28年12月1日		
	自動車・同附属品製造業	892円* 平成28年11月30日				880円 平成28年12月30日
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業			842円 平成28年12月1日		
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業					859円 平成28年12月30日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	885円* 平成28年11月30日	883円 平成28年12月24日	840円 平成28年12月1日	837円 平成28年12月24日	
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	885円* 平成28年11月30日				
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています		
	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業					789円* 平成28年12月30日
	木材・木製品・家具・装備品製造業				816円** 平成1年1月25日	
	印刷業		京都府最低賃金が適用されています			
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業					874円 平成28年12月30日
自動車小売業	884円* 平成28年11月30日	時間額は京都府最低賃金が適用されています**	850円 平成28年12月1日	840円 平成28年12月24日		
自動車(新車)小売業		835円* 平成28年12月24日				
各種商品小売業(百貨店、総合スーパーを含む)		837円* 平成28年12月24日	兵庫県最低賃金が適用されています		803円 平成28年12月30日	
百貨店、総合スーパー				799円 平成28年12月30日		

注： 特定(産業別)最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

※ 平成28年10月に各府県の地域別最低賃金が発効した日に、特定(産業別)最低賃金が地域別最低賃金を下回ったため、それぞれの特定(産業別)最低賃金が改定されるまでの間、各府県の地域別最低賃金が適用されます。

※※ 日額も設定されておりますので、適用に際してはご注意ください。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —  厚生労働省

大阪労働局労働基準部 賃金課 平成28年12月